

2024年度 介護福祉士修学資金等貸付事業 募集要項

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

制度の概要

この制度は、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下「養成学校」という）に在学し、資格を取得して、卒業後に大分県内において介護・相談業務等に従事しようとする方に、無利子で介護福祉士修学資金、または社会福祉士修学資金（以下「介護福祉士修学資金等貸付」という）を貸し付ける制度です。

この事業は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- (1) 厚生労働大臣の指定する介護福祉士または社会福祉士を養成する大分県内及び県外の学校、その他の施設のうち、専修学校の一般課程及び各種学校を除く養成学校に在学している方。
なお、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）に限る。
- (2) 養成学校に在学している方で、養成学校を卒業後、1年以内に介護福祉士資格、または社会福祉士資格を取得し、大分県内において**返還免除対象業務（※1）**に従事する意思のある方。
- (3) 次の①から③のすべてに該当する方
 - ①成績優秀で、介護福祉士または社会福祉士の資格取得に向けた向学心があると養成学校長が推薦する方。
 - ②家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方 {独立行政法人日本学生支援機構が実施する、**第二種奨学金の対象となる方と同程度（※2）**の経済的理由により、修学が困難な方}。
 - ③国庫補助事業（教育訓練給付金制度、高等職業訓練給付金、生活福祉資金等）の給付金を利用していない方（日本学生支援機構奨学金を除く）。
また、養成学校に、職業訓練として在籍していない方。

（※1）返還免除対象業務とは？

施設等における介護業務、または相談援助等業務のことで、該当する職種は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ（<http://www.sssc.or.jp>）に詳しく掲載されています。なお、該当ページは、以下を検索しても表示されます。

職 種	検索ワード
介護福祉士	介護福祉士国家試験実務経験の範囲
社会福祉士	社会福祉士国家試験実務経験の範囲

(※2) 世帯の収入が下記の基準内であること

(単位：万円)

世帯人数	自宅・自宅外 (通学の区分)	生計維持者が給与所得の場合 (年間給与収入)	生計維持者が給与所得以外の場合 (年間所得金額)
2人	自宅	1,071	663
	自宅外	1,118	710
3人	自宅	1,044	636
	自宅外	1,091	683
4人	自宅	1,128	720
	自宅外	1,175	767
5人以上	自宅	1,378	970
	自宅外	1,472	1,064

※給与所得・・・源泉徴収票の支払金額（税込）

※給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込）

※上記表は私立短期大学に通学する場合の基準です。他のケースは日本学生支援機構のホームページを確認してください。

貸付金額

養成学校在学期間中に、下記の金額を上限に貸付します。

(1) 介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付

- ①修学資金（月額） 5万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時のみ） 20万円以内
- ③就職準備金（最終回貸付時のみ） 20万円以内
- ④国家試験受験対策費（上限2年分） 8万円以内（1年度あたり4万円以内）

※国家試験受験対策費は、介護福祉士修学資金貸付のみ対象となります。

- ⑤介護福祉士修学資金貸付は合計168万円以内、社会福祉士修学資金貸付は合計100万円以内。

(2) 通信制の社会福祉士養成学校に修学する場合

- ①修学資金（月額） 2万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時） 10万円以内
- ③合計46万円以内。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金との併用

高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)が対象となる場合は、優先して新制度を利用してください。その場合、いくつか制限がありますので、詳細は県社協のホームページにある手引きを確認してください。

貸付期間

原則として、養成学校に在学する正規の修学期間です。

大学の場合、2年次以降で申請した場合は、入学準備金が貸付対象外になります。

貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき、年3%の延滞利子が発生します。

連帯保証人

- (1) 原則として父母（どちらかいないときは1名）が連帯保証人になります。父母がいない場合は、申請者の生計を支えている方を連帯保証人（1名）にしてください。
- (2) 県社協の審査により、上記連帯保証人が、返還債務を負担することが困難と見込まれる場合は、別途連帯保証人の追加を必要とする場合があります。
- (3) 貸付後に連帯保証人が死亡、自己破産など返還債務を負担する資力がなくなった場合は、新しい連帯保証人の選任が必要になります。
- (4) 外国人留学生の連帯保証人が個人の場合、日本国籍を有する方、または在留資格が「永住者」の方に限ります。
- (5) 法人が連帯保証人になる場合
 - ①財務状況が健全で保証能力を有する必要があります。
 - ②連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会の承認が必要です。

募集（申請）期間

募集期間：2024年4月22日（月）～6月28日（金）必着

高等教育の修学支援新制度と併用する方は募集締切：2024年7月26日（金）必着

貸付申請手続き

在学している養成学校へ、貸付申請書と下記必要書類を揃えてお申込みください。貸付申請書等の各様式は、県社協のホームページからダウンロードできます。

(1) すべての申請者が必要なもの

- ①貸付申請書 {第1号の1様式 (個人保証用)} または {第1号の2様式 (法人保証用)}
- ②修学生推薦調書 {養成学校で作成 (第2号様式)}
- ③申請者世帯全員が記載された住民票 (申込みの時点で取得可能な最新のもので、マイナンバーの記載がないもの)
- ④離職証明書 {養成学校等への入学時に、年齢が45歳以上で、かつ離職して2年以内の申請者 (以下「中高年離職者」という)} のみ提出)
- ⑤父母 (生計維持者※) の所得・課税証明書 (市町村発行：申込みの時点で取得可能な最新のもの)

※生計維持者は、原則、父母です (どちらかいないときは1人)。父母がいない場合は、申請者の生計を支えている人が生計維持者になります。

※外国人留学生で、生計維持者が海外に在住している等の理由により、所得・課税証明書を提出できない方は除きます。

- ⑥介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書 (第3号様式)
県社協が審査等を行うにあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名捺印したもので、連帯保証人に関する必要書類でもあります。
- ⑦日本学生支援機構の給付型奨学金と併用する場合
給付奨学生の決定を受けた方は、「給付奨学生証」と「授業料減免等認定結果通知書」の写しを提出してください。「授業料等減免」の対象となる方は、支援区分と金額が確定してから、介護福祉士修学資金等貸付の金額が決まります。なお、「授業料減免等認定結果通知書」の遅れにより、介護福祉士修学資金等貸付の申請が、締切日に間に合わない場合は、県社協に連絡してください。
- ⑧外国人留学生の場合
 - ア 在留カードの写し (表・裏)
取得前の場合は、パスポートの写しを提出し、在留カードができしだい、その写しを提出してください。
 - イ 本人の収入状況届出書 (第14号様式)
 - ウ 家族から仕送りがある場合は、仕送り金額がわかる書類 (預金通帳等) の写し。

(2) 連帯保証人が個人の場合の必要書類

- ①所得・課税証明書 (市町村発行：申込みの時点で取得可能な最新のもの)
※生計維持者と連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- ②住民票
※申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は、1通で兼ねることができます。

(3) 連帯保証人が法人の場合の必要書類

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行日から3か月以内のもの

②直近2か年の決算書の写し（総括分のみ） ※原本証明を付してください

例) 社会福祉法人・・・貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書

その他の法人・・・貸借対照表、損益計算書

※3月決算の法人で、提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は、完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。その後の審査によっては、最新のものをいただく場合があります。

③連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類

法人理事会議事録、または取締役会議事録の写し（連帯保証人になることが確認できる部分のみの写しで良いです。ただし原本証明を付してください）。

借入申込時点で提出が困難な場合は、貸付決定後、借用証書等とあわせて提出してください。

貸付申請書等記入上の注意

(1) ボールペンを使用する場合は、黒色または青色のものを使用してください。鉛筆やこすると消えるボールペン（フィリクシオンペン）は使用しないでください。

(2) 訂正がある場合には、修正テープや修正液は使用しないでください。訂正箇所を二重線で消して、訂正印を押印し、余白に正しい文字を記入してください。

※申込書に記入漏れや書類の不備がないよう、すべての書類を揃えてください。

貸付の可否、貸付契約の締結

(1) 貸付決定または不承認の通知

貸付の可否を県社協で審査し、その結果を「介護福祉士修学資金等貸付決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付不承認通知書」で、申請者、連帯保証人、及び養成学校へ通知します。

(2) 貸付決定通知後の手続き

申請者は、貸付決定通知書を受取った日から14日以内に、下記①～④の書類を県社協へ提出してください。

① 借用証書

② 印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人各1通）

③ 振込口座申請書（第4号様式）

④ 振込口座通帳の写し

※金融機関名、支店名、口座番号、通帳名義、カタカナ氏名、が確認できるページをA4サイズでコピーしてください。

貸付の送金

県社協では、借用証書等の書類を受取ってから1か月以内に下記のとおり送金を行います。
ただし、提出された書類に不備がある場合は、送金が遅れます。

- (1) 修学資金の送金は、初回については手続き完了後に、2回目以降は原則年2回（5月と10月）送金します。
- (2) 送金先の口座は、本人名義の口座に限ります。
- (3) 修学資金の1回あたりの送金額は、月額×6ヵ月分です。
- (4) 入学準備金は初回送金時に、就職準備金は最終学年10月の修学資金交付時に送金します。
- (5) 国家試験受験対策費用は、初回及び最終学年5月の修学資金交付時に送金します。
- (6) 貸付金の送金前に、毎回、養成学校、または借受人へ在学確認を行います。
- (7) 退学、休学、復学、停学、留年や進路変更した場合は、送金休止など別の手続きが必要になりますので、本会にご連絡ください。

返還

養成学校を退学したり、学業成績が著しく不良になった等の場合は、全額返還していただきます。

返還免除

養成学校を卒業後1年以内に、大分県内において介護福祉士または社会福祉士として、返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き5年間 {過疎地域等（※3）} で勤務した場合、または中高年離職者の場合は3年間} 従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

- （※3）過疎地域等とは、「過疎地域、離島及び中山間地域等」のことで、大分県では、大分市、別府市、旧中津市、日出町、旧湯布院町、旧挾間町以外の地域をいう。
参照：大分県ホームページの「過疎市町村位置図」

書類の提出先・お問い合わせ先

〒870-0907

大分県大分市大津町2丁目1番41号

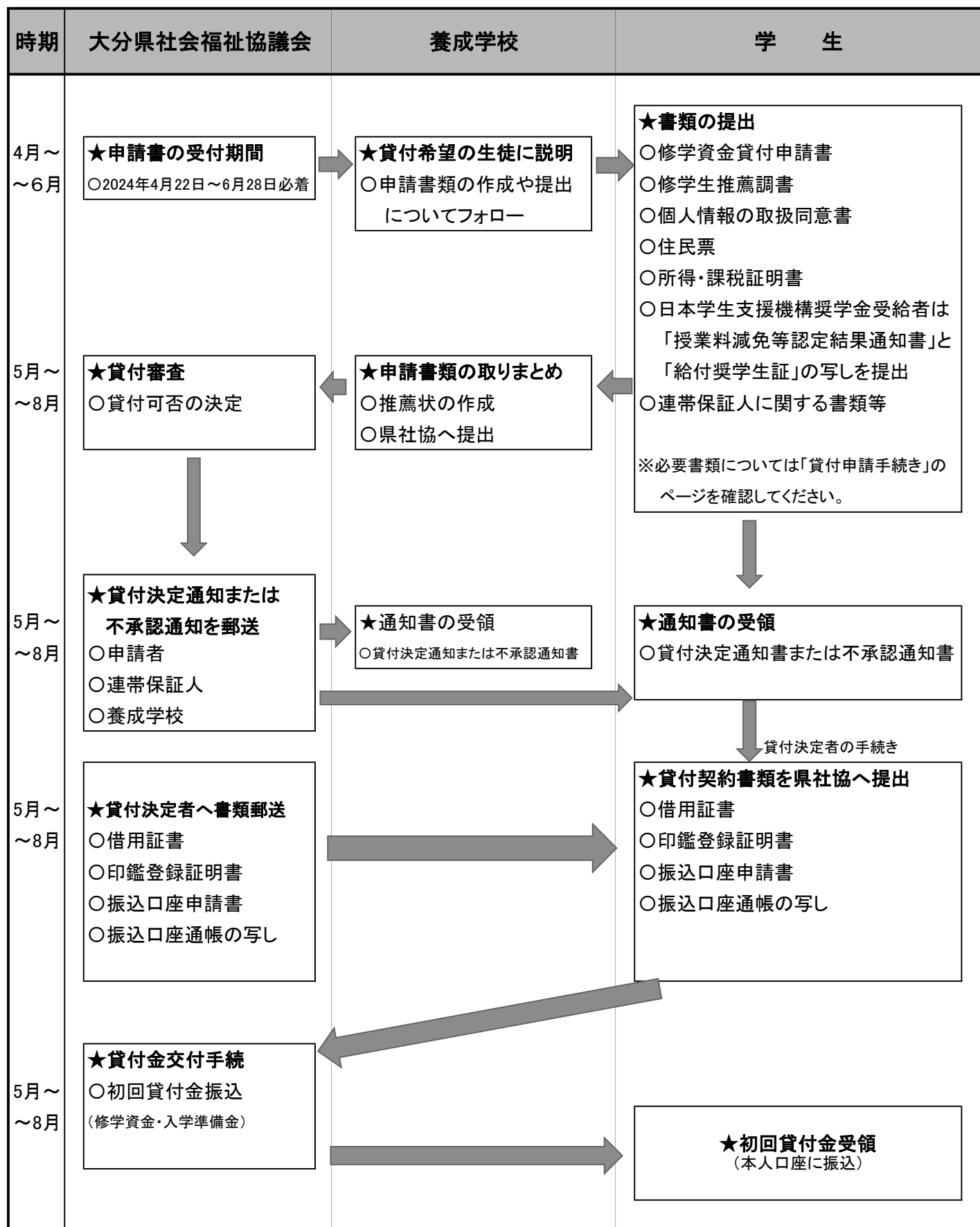
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部

介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付担当者

TEL:097-515-7771 FAX:097-515-7772

★大分県社会福祉協議会のホームページに様式等を掲載していますので、
ダウンロードしてお使いください。<http://www.oitakensyakyō.jp>

貸付金受領までの手続きフロー図



※ 「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免の対象者は、上記の「申請書の受付期間」が7月26日必着になります。
 ※ フロー図は手続きの流れを簡略に示したものであり、各手続きについては、該当ページを確認してください。

よくある質問

1 貸付を申請する場合は、どのようにすればよいですか。

養成学校に入学後、養成学校に申し出て、制度の説明を受け、申請に必要な書類を受取ってください。申請には、養成学校の推薦が必要です。申請手続きは、養成学校がとりまとめて、県社協に対して行われます。

2 養成学校に入学する前や、2年次以降に貸し付けを申請することはできますか。

貸付の申請は、養成学校に入学してからの手続きになりますので、入学前に手続きはできません。また、申請は2年次でも可能ですが、入学準備金の借入れはできません。詳細は県社協にお問い合わせください。

3 働きながら通信課程で社会福祉士の資格を取りたいと考えていますが、貸付を申請することはできますか。

申請は可能です。

4 日本学生支援機構奨学金を利用する予定ですが、修学資金の貸付を申請することはできますか。

可能です。

5 修学資金の月額が50,000円上限となっていますが、限度額で申請してもいいですか。

貸付月額に限らず、本修学資金は上限額を限度として必要な金額を申請できます。この修学資金は給付金でなく、貸付金であることを踏まえて、連帯保証人、養成学校の担当者等と相談したうえで、修学に係る真に必要な金額を申請してください。

6 介護福祉士の養成学校に入学しました。借入手続きをするか迷っていますが、申請はいつまで可能ですか？

申請手続きは、毎年4月から6月までの募集期間内に行ってください。具体的な日程については、3ページの募集（申請）期間を確認してください。

7 貸付を申請するときに、連帯保証人の所得・課税証明書の代わりに、源泉徴収票や給料明細のコピーを提出してもよいですか。

源泉徴収票や給料明細のコピーは受付できません。

市町村が発行した所得・課税証明書（取得可能な最新のもの）を提出してください。

8 養成施設を休学・停学・留年した場合はどうなりますか。

休学、停学、留年の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した（留年の場合は進級が追いついた段階）日の属する月の分までの修学資金の貸付は行いません。既に貸付を受けている場合は、次回の交付額を休学または退学の期間に応じて減額します。なお休学等の状況によっては、返還が必要な場合もあります。休学、停学、留年の処分を受けた場合は速やかに県社協へ連絡してください。

9 養成施設を退学しました。どのような手続きを取ればよいですか。

ただちに修学資金の送金を停止し、既を送金された貸付金全額を返還する手続きが必要です。速やかに県社協へ連絡してください。

貸付申請書

申請日 西暦 ●●●● 年 ● 月 ●●日

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、本修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者が記入】

フリガナ	オオイタ フクコ	
氏名	大分 福子 印	
生年月日	西暦 2005 年 10 月 18 日 生 (満 18 歳) 中高年離職者は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください→ <input type="checkbox"/>	
住所	〒870 - 0000 大分県大分市大津町1丁目0番0号 大福マンション506号 TEL:097 (123) 4567 携帯: 030 - 1234 - 5678	
養成施設	名称	大福介護福祉医療専門学校
	学科・専攻	介護福祉士学科
	入学(予定)年月	西暦 2024 年 4 月 (第 1 学年在学中)
	卒業予定年月	西暦 2026 年 3 月

【以下はパソコン入力可】

種別	介護福祉士	
借入希望金額	①修学資金	1,200,000 円 (月額 50,000 円 × 修学月数 24 カ月)
	②入学準備金	200,000 円
	③就職準備金	200,000 円
	④国家試験 受験対策費用	80,000 円 (年額 40,000 円 × 修学年数 2 年)
	総額 (①+②+③+④)	1,680,000 円
奨学金や借入金 の利用予定	有 ・ 無	
	名称	日本学生支援機構奨学金 給付型 申込み中

【社会福祉士】

種別	社会福祉士 ・ 社会福祉士 (通信)	
借入希望金額	①修学資金	50,000 円 (月額 20,000 円 × 修学月数 1 月) (通信)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円 {通信の場合は対象外 (0 円) です}
	総額 (①+②+③)	円
奨学金や借入金 の利用予定	有 ・ 無	
	名称	

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。
手引き、または募集要項の「貸付金額」のページを参考にして下さい。

生計を一にする家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	勤務先または学校等	年収
	大分 福子	本人	18	大福介護福祉医療専門学校	
	大分 福男	父	48	(株)ダイフク商事 大分支店	550万円
	大分 福江	母	43	大福特別養護老人ホーム	380万円
	大分 福也	兄	21	大福国立大学	

【連帯保証人が記入】

連帯保証人予定者	フリガナ	オオイタ フクオ	続柄	父
	氏名	大分 福男		
	生年月日	西暦 1974 年 11 月 2 日生 (48 歳)		
	住所	〒870-0000 大分県大分市大津町1丁目0番0号 大福マンション506号 TEL:097 (123) 4567 携帯:040-122		
	勤務先名	(株)ダイフク商事 大分支店		
	勤務先住所	〒870-1111 大分県大分市豊後町1丁目1の1 TEL : 097(

連帯保証人は父母がなりますが、どちらかいない場合は1名でよいです。父母がいない場合は、申請者の生計を維持している方が連帯保証人になります。

連帯保証人予定者	フリガナ	オオイタ フクエ	続柄	母
	氏名	大分 福江		
	生年月日	西暦 1980 年 12 月 23 日生 (43 歳)		
	住所	〒 - 大分県大分市大津町1丁目0番0号 大福マンション506号 TEL:097 (123) 4567 携帯: 050 - 1234 - 5678		
	勤務先名	大福特別養護老人ホーム		
	勤務先住所	〒870-1111 大分県大分市豊後町2丁目2の2 TEL : 097 (123) 9999		

申請手続き、その他手続きにおける問い合わせ先（常時連絡が取れる方）

氏名 大分 福江 (続柄 母) 連絡先 050 - 1234 - 5678

【確認事項】

- 1 大分県社会福祉協議会による所定の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- 2 貸付審査の必要に応じ、ヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合があります。
- 3 ご送付いただいた申請書等書類はご返却いたしませんのでご了承ください。なお、貸付不承認になった場合は、申請書類一式をご返却いたします。
- 4 本資金貸付は租税特別措置法第91条の3第3項の規定の適用により、印紙税が課せられません。

